

## 津幡町空家等の適正管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、津幡町空家等の適正管理に関する条例（平成30年津幡町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

### (特定空家等対策審査会)

第3条 条例第9条第2項の規定により、津幡町特定空家等対策審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員の再任は、妨げない。
- (2) 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。
- (3) 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- (4) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- (5) 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- (6) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

### (立入調査)

第4条 条例第13条第1項に規定する立入調査は、空家等の所有者等の立会いのもと行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号）とする。

### (指導)

第5条 条例第15条の規定による指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。

### (勧告)

第6条 条例第16条の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

### (命令)

第7条 条例第17条の規定による命令は、命令書（様式第4号）により行うものとする。

### (公表)

第8条 条例第18条の規定による公表は、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 町掲示場への掲示
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) その他町長が必要と認める方法

(意見陳述の機会付与)

第9条 町長は、条例第19条の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見陳述の機会付与通知書(様式第5号)により、条例第17条の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、意見書(様式第6号)により意見を述べなければならない。ただし、町長が認めたときは、口頭で行うことができる。

(戒告)

第10条 行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第7号)により行うものとする。

(代執行令書)

第11条 法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書(様式第8号)によるものとする。

(執行責任者証)

第12条 法第4条に規定する証票は、代執行責任者証(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。